

小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞

第 20 回公募 公募要領

応募申請手続きの前に必ず本公募要領をよくお読みください。

「P.1 注意事項」、「P.24 補助事業者の義務(採択後に遵守すべき事項)」につきましては、熟読のうえ申請願います。

| お問い合わせ先 |

本公募要領等をご覧いただき、その上でご不明な点があればお問合せください。問合せが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

＜商工会地区の方＞

お問合せ先:地域の商工会(「商工会検索サイト」より事業所が属する地域をご参照ください。)

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日、年末年始除く)

＜商工会議所地区の方＞

お問合せ先:03-6634-9307

受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日、年末年始除く)

※事業を営まれている場所によってお問合せ先が異なります。下記よりご自身がどちらの地区に該当するかをお調べのうえ、お問合せください。

商工会検索サイト:https://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/shokokai_websearch.php

商工会議所検索サイト:<https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch>

2026 年 7 月

小規模事業者持続化補助金事務局

(商工会地区:株式会社ニューズベース)

(商工会議所地区:株式会社日本経営データ・センター)

｜ 注意事項 ｜

- 応募申請手続きの前に必ずご一読ください。本補助金は、審査があり、**不採択**になる場合があります。
- 審査の結果次第では、申請している補助金申請額から**減額または全額対象外**となる場合があります。
- 補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は**後払い**です。
- 本補助金事業は、小規模事業者が自ら自社の経営を見つめ直し、経営計画を策定した上で行う販路開拓の取組を支援するものです。このため、事業者**自らが検討しているような記載が見られない**場合や、**自らが検討していなかったことが発覚した場合、評価に関わらず不採択・交付決定取消**となります。
- 事業計画の検討に際して第三者の支援を受ける場合には、提供するサービスの内容と乖離した「高額なアドバイス料金」を請求される業者等にご注意ください。
- 第三者の支援(支援料金の支払いの有無に関わらず)を受けているにも関わらず、確認事項入力(様式2)「商工会・商工会議所を除く第三者からのアドバイスの有無」の項目でその相手方および支援に係る金額(着手金、成功報酬その他名目のいかんを問わず)の記載がない場合には、**虚偽の報告として不採択・交付決定取消**となります。また、不当な支援料の請求を防止する観点から、第三者支援者に対して、ヒアリングや現地調査を行う場合がございます。
- 申請には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要です。未取得の方は必ず事前に利用登録を行ってください。GビズIDを取得 <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- 第三者の支援者等に「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウント及びパスワードを開示することは、GビズIDの利用規約第11条に反する行為ですので、ご注意ください。
- 本補助金事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に基づき実施されます。補助金の**不正受給**が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、**5年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される**ことがあります。
- 補助金を**不正に受給した疑いがある**場合には、補助金事務局等として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
<https://official.jizokukanb.com/furankisei/>
- 事業に係る取引先(委託先、外注(請負)先以降を含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- 申請書類において、以下を宣誓いただきます。
①虚偽の申請による**不正受給**、②補助金の**目的外利用**、③「**補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する**」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと。
宣誓に違反した場合は、「小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞交付規程」(以下、「交付規程」という。)に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、**加算金を課した上で当該補助金の返還**を求めます。
- 本公募要領と併せて、後日公開する別紙「参考資料」、「申請時によくあるご質問」を必ず確認の上、応募してください。
- 小規模事業者持続化補助金**＜創業型＞**との重複申請はできません。
- 本公募要領については、必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の補助金事務局ホームページからご確認ください。

商工会地区:<https://official.jizokukanb.com/>

商工会議所地区:<https://r6.jizokukahojokin.info/>

※商工会地区の補助金事務局等:株式会社ニューズベース、全国商工会連合会、各地商工会

※商工会議所地区の補助金事務局等:株式会社日本経営データ・センター、日本商工会議所、各地商工会議所

目次

事業概要	P.3
1. 事業の目的	P.4
2. 補助対象者	P.4
3. 補助対象外となる事業者	P.5
4. 補助対象事業	P.6
5. 補助対象外となる事業	P.7
6. 補助率、補助上限額等	P.7
7. 補助対象経費	P.11
8. 申請手続	P.22
9. 補助事業実施期間等	P.24
10. 補助事業者の義務(採択後に遵守すべき事項)	P.24
11. 申請に必要な書類	P.26
12. 採択審査	P.32
13. その他	P.41

事業概要

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

○補助上限:50 万円

※上記金額に、インボイス特例対象事業者は 50 万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は 150 万円の上乗せ、両特例対象事業者は 200 万円の上乗せ(詳細は P.7 をご参照ください)。

○補助率:2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4)

○対象経費:機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

○公募期間:公募要領公開:2026 年 5 月 27 日(水)

申請受付開始:2026 年 11 月 5 日(木)

申請受付締切:2026 年 12 月 15 日(火)17:00 ※予定は変更する場合があります。

事業支援計画書(様式 4)発行の受付締切:2026 年 12 月 4 日(金)

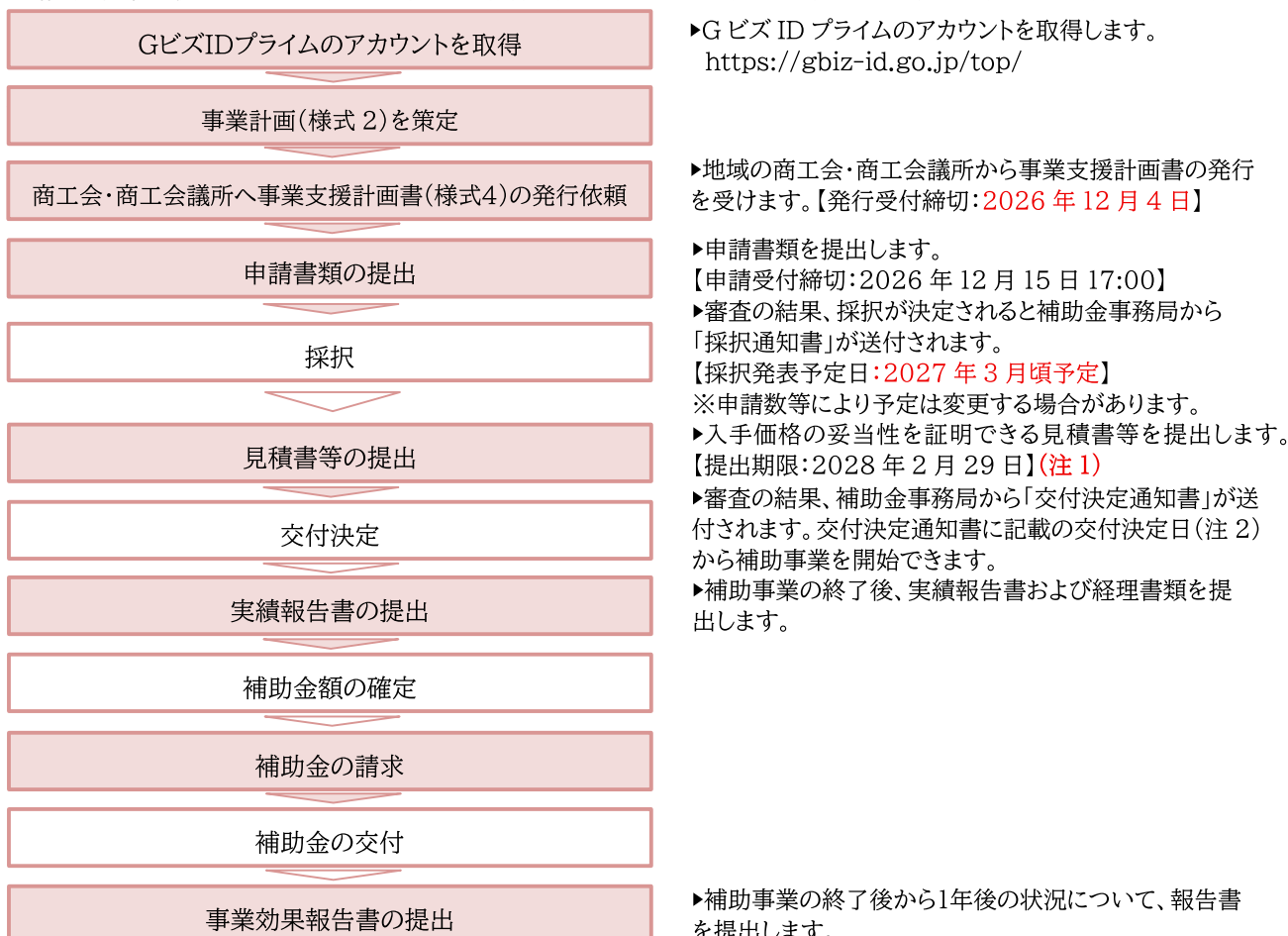
※ 事業支援計画書(様式 4)について、受付締切以降の発行依頼は、いかなる理由があってもできません。また、補助対象者の要件を満たしていないと判断される場合も発行はできません。

<今後の公募予定>

第 20 回公募申請受付締切以降に追ってご案内します。

○申請方法:申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。郵送での申請は一切受け付けません。

○補助事業の流れ:赤色の項目は補助事業者が実施し、白色の項目は補助金事務局が実施します。



(注 1) 見積書等の提出期限(2028 年 2 月 29 日)までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。

(注 2) 交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね 1~2 か月かかる場合があります。(あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。)

1. 事業の目的

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

本補助金事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者(日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人)等であることとします。

(1)小規模事業者であること

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」において、業種ごとに従業員数で小規模事業者であるか否かを判断しています。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※業種の判定については、現に行っている事業の業態、または今後予定している業態によって判定します。

業種の考え方については、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

※補助対象者は事業終了まで小規模事業者であることが必要です(小規模事業者卒業加点を希望する事業者除く)。

※「常時使用する従業員の数」は申請時において常時使用する従業員の数で判断ください。具体的には、「中小企業基本法」(昭和 38 年法律第 154 号)上の常時使用する従業員をいい、「労働基準法」(昭和 22 年法律 第 49 号)第 20 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいいます。これには日雇労働者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。また会社役員や同居の親族従業員は含まれません。

※賃上げ特例及び賃上げ加点を活用される場合の従業員の考え方とは異なることにご注意ください。

詳細は P.9 を参照ください。

補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1)	○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)(※2) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人

	○申請時点で開業していない創業予定者(例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外)(※3) ○任意団体 等
--	---

※1:特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準(20人以下)を用います。

(ア)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

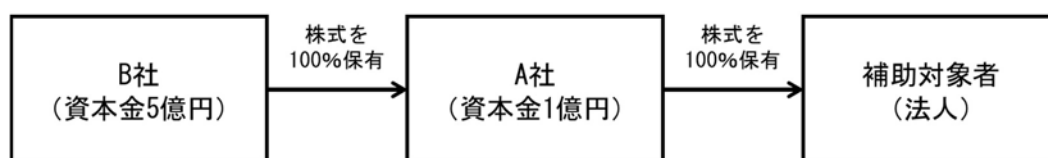
(イ)認定特定非営利活動法人でないこと。

※2:個人農業者(林業・水産業者も同様)であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、その加工や料理の提供等に必要な経費は、補助対象となります。(農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外です)。

※3:既に税務署に開業届を提出していても、申請時点までに事業を開始していない場合も補助対象外となります。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行う場合があります。

(2)資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接(※)に100%の株式を保有されていないこと(法人のみ)

※「間接に100%の株式を保有」とは、補助対象者の株式を直接に保有する者(A社)の資本金は5億円以上ではないものの、A社の株式を直接に保有する者(B社)の資本金が5億円以上の場合で、以下のような事例が該当する。



(3)確定している(申告済みの)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと

※上記への該当の有無を確認するため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

3. 補助対象外となる事業者

下記に該当する事業者は、補助対象外となります。また、該当することが判明した時点で補助対象外となります。事前に十分確認してください。

(1)下記4つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」が未提出である事業者(先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む)

①「小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞」

※第1回～第16回「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」を含む。

②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」

③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」

④「小規模事業者持続化補助金＜創業型＞」

※申請する公募回の申請受付締切までに、補助金事務局から指摘のあった不備が解消している必要があります。

※過去に上記①②③④の公募回に採択され補助事業を実施した事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間が経過し、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出を完了している場合に、申請が可能です。

※本補助金を申請するにあたっては、必ず過去に上記4つの事業において採択・補助金の交付を受けたのち、様式第14を提出しているかを確認してください。代表者等が変更になった場合も「過去の補助事業者である」に該当します。

※過去に上記①②③④の「補助事業者である場合」、過去回の事業内容・実績を確認するために、必要に応じて、該当回の実績報告書(様式第8)の写しの提出を求めることがあります。

※なお、「小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞第20回公募」において、採択され補助事業を実施する事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間が経過し、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出を完了後、さらに1年が経過してから再度の申請が可能です。

(2)小規模事業者持続化補助金＜一般型＞において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者。

(3)小規模事業者持続化補助金＜一般型 通常枠＞において、「小規模事業者卒業加点」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者

(4)小規模事業者持続化補助金＜創業型＞に申請中または採択を受けている事業者。 ※小規模事業者持続化補助金＜創業型＞と同時に申請できません。

4. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の(1)から(4)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。

(1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること

販路開拓のための取組及び業務効率化(生産性向上)のための取組についての具体的な取組事例等は、後日公開する別紙「参考資料」を参照してください。

(2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること

「商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む」とは、商工会・商工会議所による事業支援計画書(様式4)の発行及び補助事業実施における助言等の支援を受けながら事業を実施することです。

※事業支援計画書(様式4)を発行するにあたり、基本情報入力画面に記載の代表者に計画(様式2, 3)等の内容について、直接確認する場合があります。

※事業支援計画書(様式 4)について、受付締切以降の発行依頼は、いかなる理由があってもできません。また、補助対象者の要件を満たしていないと判断される場合も発行はできません。

(3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること

補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。

(補助事業実施期間:交付決定日から**事業実施期限(2028年3月31日(金)まで**)

※交付決定には、採択後、詳細な見積書等が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね 1~2 か月かかる場合があります。(あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。)

(4)事業効果および賃金引上げ等状況報告書提出時の売上高・売上総利益が補助事業終了時と比較し増加することが見込める事業であること

申請時には、客観的なデータを用いた市場や顧客ニーズの分析、営業方針、新規取引や値上げの見込みなどの根拠や説明とともに、取り組む補助事業における定量的な成果(売上高・売上総利益の増加)を補助事業計画(様式 2)に記載していただく必要があります。

5. 補助対象外となる事業

以下に該当する事業は補助対象外とします。該当するとされた場合は不採択、採択決定の取消又は交付決定の取消を行います。

○国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等)と同一又は類似内容の事業

例)デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用されるサービス

※持続化補助金では、同一の補助事業(取組)について、重複して国の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の補助金事務局等に、あらかじめご確認ください。

○本事業の終了後、概ね 1 年以内に売上げにつながるが見込まれない事業

例)機械を導入して試作品開発を行うのみであり、本事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業

○事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

例)マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

6. 補助率、補助上限額等

(1)補助率、補助上限額

補助率	2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4)
補助上限	50 万円

インボイス特例	<u>50 万円上乘せ※</u> <u>※インボイス特例の要件(P.8 参照)を満たしている場合に限る</u>
賃金引上げ特例	<u>150 万円上乘せ※</u> <u>※賃金引上げ特例の要件(P.9 参照)を満たしている場合に限る</u>
上記特例の要件を ともに満たす事業者	<u>200 万円上乘せ※</u> <u>※両特例要件(P.11 参照)を満たしている場合に限る</u>

※ 補助事業終了時点で一定要件を満たす必要があり、満たさない場合、補助金交付は行いません。

(2)インボイス特例の適用要件について

概要	免税事業者が適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援をするため、2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者、または 2023 年 10 月 1 日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対して、補助上限額を一律 50 万円上乘せします。
要件	補助事業の終了時点で「適格請求書発行事業者」の登録を受け、かつ、以下①②のいずれかに当てはまる事業者 ① 2021 年 9 月 30 日から 2023 年 9 月 30 日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者 ② 2023 年 10 月 1 日以降に創業した事業者 <u>ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合、補助金は交付されません。</u> (注)小規模事業者持続化補助金<一般型 通常枠>において「インボイス特例」を活用して補助事業を実施した事業者、または小規模事業者持続化補助金<一般型>において「インボイス枠」(「インボイス特例」を含む)で採択を受けて補助事業を実施した事業者は、本特例の申請対象外です。 (注)インボイス特例を希望した場合、通常枠およびインボイス特例の要件を 1 つでも満たさない場合は、補助金は交付されません(特例による上乘せ部分のみではなく全体が交付対象外となります)。
必要な手続	<申請時> ○電子申請システムの申請情報入力画面における「インボイス特例の希望」にて、該当欄へチェックしてください。 ○応募者概要入力(様式 2)画面に下記の課税売上高を入力してください。 ① 2019 年 9 月 30 日の属する事業年度の課税売上高 ② 2020 年 9 月 30 日の属する事業年度の課税売上高 ③ 2021 年 9 月 30 日の属する事業年度の課税売上高 ○宣誓・同意画面に表示される「インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書」(様式 9)を確認し、該当箇所にチェックをしてください。 ○以下のいずれかがある場合は、書類を提出してください。 <登録済みの事業者> ・適格請求書発行事業者の登録通知書の写し <電子申告(e-Tax)で登録申請手続中の事業者>

	・登録申請データの「受信通知」画面の写し ※「郵送(紙)で登録申請手続中の事業者」・「登録申請がまだの事業者」は、申請時は提出不要。 <実績報告時> 申請時に適格請求書発行事業者の登録通知書の写しを提出していない事業者は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写しを提出。 ※適格請求書発行事業者の登録申請手続については、以下の国税庁 HP をご参照ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice shinsei.htm
--	--

(3)賃金引上げ特例の適用要件について

概要	最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、2027 年 4 月 1 日から補助事業実施期限日(2028 年 3 月 31 日(金))までの期間と前年同月の12か月を比べ、従業員(非常勤を含む。代表者、役員及び専従者は含めない。以下同じ。)1 人あたり給与支給総額が年平均 3.0%以上増加した事業者に対して支援します。 加えて、賃金引上げ特例に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引上げに加えて、補助率が2/3から3/4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乘せ部分も含む)と共に、赤字賃上げ加点が適用されるため、優先採択を実施します。
要件	<u>補助事業終了予定日は補助事業実施期限日(2028 年 3 月 31 日(金))に設定してください。</u> 補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月とその前年同月の12か月を比較し、従業員 1 人あたり給与支給総額を 3.0%以上増加させること。 具体的には、申請者自身で1人あたりの給与支給総額を 3.0%以上引き上げる目標値(以下「1人あたり給与支給総額目標値」という。)を設定し(※1)、採択後交付決定までに全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明のうえ(※2)、実績報告時点において1人あたり給与支給総額目標値を達成することが必要です。 ※1:1 人あたり給与支給総額の算出に含める従業員は、<u>賃金引上げの比較対象期間である「補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月」および「その前年同月の12か月」の各期間にて、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。中途採用や退職等により、いずれかの期間において全月分の給与等の支給を受けていない従業員は、当該期間の算出対象から除外します。</u>各時点において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は算出対象から除くことができます。なお、パートタイム従業員については、正社員の就業時間に換算して人数を算出してください。昇給や減給、残業時間等の増減等により給与変動がある従業員も1人あたり給与支給総額の年平均上昇率の算出対象となります。あらかじめこれらの要因も考慮したうえで算出してください。 ※2:表明方法については、採択発表時に公開される「補助事業の手引き」にてご案内します。

	(注)年平均とは連続する12か月の平均のことを指します。 (注)パートタイム従業員は正社員の就業時間に換算した人数となりますので、例えば、正社員の就業時間が1日7時間・週35時間の事業者において1日3時間・週15時間勤務のパートタイム従業員は、0.42人(3÷7の小数点以下第3位を切捨て)として計算します。 (注)給与支給総額とは、従業員に支払った給与等(給料、賃金、残業代、賞与等は含み、福利厚生費や法定福利費、退職金は除く)をいいます。また、1人あたり給与支給総額とは、給与支給総額を従業員数で除したものをいいます。詳しくは、後日公開する別紙「参考資料」を参照してください。 (注)賃金引上げ特例を希望した場合、賃上げ加点が自動的に適用されます。 (注)本特例における「従業員」は、申請要件である「常時使用する従業員」とは異なります。 (注)賃金引上げの比較対象期間(補助事業実施期限日を終点とする12か月およびその前年同月の12か月)の各期間にて、いずれかの月で算定対象となる従業員が存在しない場合は、1人あたり給与支給総額を算出できないため、本特例の対象外となります。 (注)申請時点では要件を満たしている場合であっても、実績報告時までに従業員が退職する等により、1人あたり給与支給総額の年平均上昇率を算出できなくなった場合は、補助金は交付されません。 (注)補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月とその前年同月の12か月において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。 (注)賃金引上げ特例を希望した場合、通常枠および賃金引上げ特例の要件を1つでも満たさない場合は、補助金は交付されません(特例による上乗せ部分のみではなく全体が交付対象外となります)。
必要な手続	<申請時> ○電子申請システムの申請情報入力画面における「賃金引上げ特例の希望」にて、賃金引上げ特例(補助上限に150万円上乗せ)を選択してください。 ○宣誓・同意画面に表示される「賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の申請に係る誓約・同意書(様式7)」を確認し、該当箇所にチェックをしてください。 <採択後交付決定まで> ○「給与支給総額基準値算出表」画面にて、1人あたり給与支給総額基準値の算定に必要な情報(給与支給総額、従業員数等)を入力し、1人あたり給与支給総額目標値を設定し、賃金引き上げ計画の表明書を確認のうえ該当箇所にチェックをしてください。 ○以下の書類を提出してください。 ✓ 労働基準法に基づく、採択発表日の属する月を終点とした連続する12か月分の賃金台帳(※1)の写し(※2)。 ✓ 雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書等 <実績報告時> ○以下の書類を提出してください。

	✓ 補助事業実施期限日を終点とした連続する12か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写し(※2)。 ✓ 賃金引上げ後の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書等 ※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、後日公開する別紙「参考資料」を参照してください。 ※2:役員、専従者従業員を除く、補助事業実施場所の全従業員分の提出が必要です。
業績が赤字の事業者に対する追加要件(補助率 3/4 を適用)	
追加要件	「賃金引上げ特例」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額※がゼロ以下である事業者。 ※課税所得金額は以下のことを指します。 <法人の場合> 直近1期分の法人税申告書の別表一・別表四「所得金額又は欠損金額」欄の金額。 <個人事業主の場合> 直近1年間の「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「課税される所得金額」欄の金額。 (注)賃金引上げ特例(赤字事業者)を希望した場合、賃金引上げ加点に加え、赤字賃上げ加点も自動的に適用されます。
必要な追加手続	上記「賃金引上げ特例」において必要な手続に追加して、申請時に以下の手続が必要です。 ○電子申請システムの申請情報入力画面における「希望する特例の選択」にて、賃金引上げ特例(赤字事業者)を選択してください。 <法人の場合> 以下の書類を提出してください。 ✓ 直近1期に税務署へ提出した、法人税申告書の別表一・別表四の写し。 <個人事業主の場合> 以下の書類を提出してください。 ✓ 直近1年に税務署へ提出した、「所得税および復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の写し。

(4)インボイスおよび賃金引上げの両特例の適用を受ける場合、上記(2)および(3)の両方の要件(含む追加要件)を満たし、必要な手続き(含む追加手続き)を行うことが必要です。

インボイス特例および賃金引上げ特例を希望した場合、通常枠・インボイス特例・賃金引上げ特例の要件を1つでも満たさない場合は、補助金は交付されません(特例による上乗せ部分のみではなく全体が交付対象外となります)。

7. 補助対象経費

(1)補助対象となる経費は、策定した「経営計画」に基づいて実施するもので(3)に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外です。また、補助金の額は、補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額の合計額となります。

採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等(相見積含む)の提出が必要です。支出内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。

(2)補助対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- | |
|---|
| ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
② 交付決定日以降に発生し補助事業期間中に支払が完了した経費
③ 証憑資料等によって支払金額が確認できる経費 |
|---|

(3)補助対象となる経費は、次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の補助対象外です。

①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、⑤旅費、⑥新商品開発費、⑦借料、⑧委託・外注費

①機械装置等費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費

- 通常の事業活動のための費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入は補助対象外です。
- 単価 50 万円(税抜き)以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。
 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず補助金事務局へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。補助金事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令(加算金付き)の対象となります。
- 発注総額(1 件あたり)が 50 万円(税込)超の機械装置等の購入をする場合、価格の妥当性を確認するため、2 者以上からの見積が必要です。
- ウェブサイト、システム開発等に関連するソフトウェアは、③ウェブサイト関連費で計上してください。
- 中古品の購入は、下記の条件を満たした場合のみ、補助対象経費として認めます。
 - (ア)購入単価が 50 万円(税抜き)未満のものであること
 ※単価が 50 万円(税抜き)以上の中古品を単価 50 万円(税抜き)未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。
 - (イ)中古品の購入にあたっては 2 者以上の中古品販売事業者(個人からの購入や、オークション(インターネットオークションを含みます)による購入は不可)から同等品について見積(見積書、価格表等)の取得が必要です。
 ※中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて、2 者以上からの見積が必要です。
 ※採択発表後交付決定まで、および、実績報告書の提出時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。(理由書の提出による随意契約での購入は、一切認められません。)
 - (ウ)修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象外となります。

対象となる経費例

対象とならない経費例

・高齢者・乳幼児連れ家族の集客力向上のための高齢者向け椅子・ベビーチェア ・衛生向上や省スペース化のためのショーケース ・生産販売拡大のための鍋・オーブン・冷凍冷蔵庫 ・新たなサービス提供のための製造・試作機械（特殊印刷プリンター、3Dプリンター含む） ・自動車等車両のうち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）	・自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く） ・自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・PC周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの ・（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可） ・単なる取替え更新であって新たな販路開拓につながらない機械装置等 ・古い機械装置等の撤去・廃棄費用 ・船舶 ・動植物 ・顧客に貸与する事業運営（駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等）における機械装置等 ・有償で貸与することを目的とした機械装置等 ・購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営における機械装置等 ・住宅宿泊事業者が所有する宿泊施設に機械装置等を導入する場合で、自宅部分に設置する機械装置等
--	---

②広報費

パンフレット・ポスター・チラシ・インターネット広告・SNS 広告等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

- 広報費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。
- 当経費の補助金交付申請額の上限は30万円（税込）です。
- 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象外です。（例えば、販路開拓に繋がる商品・サービスの名称や宣伝文句および事業者名等が付記されていないもの）
- 自社ホームページや、ECサイトにて使用する動画や写真の制作費用等については、③ウェブサイト関連費にて計上してください。

対象となる経費例	対象とならない経費例
・チラシ・カタログの外注や発送 ・新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 ・看板作成・設置 ・試供品（販売用商品と明確に異なるものである場合のみ）	・商品・サービスの宣伝広告を目的としない広告・看板・会社案内パンフレット作成・求人広告（単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外） ・試供品（販売用商品と同じものを試供品として用いる場合）

・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ) ・ 郵送、インターネットを介した DM の発送 ・ インターネット広告、バナー広告の実施 ・ インターネットでのプレスリリース配信 ・ 電子パンフレット作成 ・ 商品・サービスの宣伝のための画像や動画作成 ・ SNS広告、運用代行費 ・ 街頭ビジョンやデジタルサイネージ広告への掲載	・ 販促品(商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合) ・ 名刺 ・ 金券・商品券 ・ チラシ等配布物のうち未配布・未使用分 ・ 補助事業期間外の広告の掲載や配布物の配布 ・ フランチャイズ本部の作製する広告物の購入 ・ チラシ等に使用する画像等における被写体や商品(紹介物等を含む)の購入に係る関連経費
--	--

③ウェブサイト関連費

販路開拓等を行うためのウェブサイトや EC サイト、システム(オフライン含む)等の開発、構築、更新、改修、運用をするために要する経費

- ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。必ず、ほかの経費と一緒に申請してください。
 - 当経費の補助金交付申請額の上限は 30 万円(税込)です。
 - ウェブサイト、システム開発等に関連する経費については、こちらで計上してください。
 - 契約期間が補助事業期間を越えるソフトウェア使用权を購入する場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。
 - ウェブサイトおよびシステムを 50 万円(税抜き)以上の費用で作成・更新する場合、当該ウェブサイトおよびシステムは「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間(通常は取得日から 5 年間)において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。
処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず補助金事務局へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。補助金事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令(加算金付き)の対象となります。
- ※補助金の交付を受けた補助事業の目的を遂行するために必要なホームページの改良や機能強化は、補助金事務局への事前承認申請等が必要となる「処分」には該当しません。

対象となる経費例	対象とならない経費例
・ オフライン含むシステム開発 ・ 顧客管理システムの構築 ・ アプリケーション開発 ・ 業務効率化のためのソフトウェア ・ 販路開拓等のための特定業務用ソフトウェア(精度の高い図面提案のための設計用 3 次元 CADソフト、販促活動実施に役立てる顧客管理ソフト等)※ただし POS ソフトは補助事業計画の「Ⅰ. 補助事業の内容」の 3.業務効率化(生産性向上)の取組内容に記載した場合に限る ・ 商品販売のためのウェブサイト作成や更新	・ ウェブサイトおよびシステムに関連するコンサルティング、アドバイス費用 ・ 電子書籍の出版に係る費用(新商品開発費でも対象外) ・ 販売を目的としたシステムやソフトウェア開発(新商品開発費でも対象外) ・ 家庭および一般事務用ソフトウェア ・ 既に導入しているソフトウェアの更新料 ・ 補助事業期間内に運用に至らなかったホームページ・ランディングページ ・ 有料配信する動画の制作費 ・ 有料の講座で使用する動画や電子教材の作成

・ 効果や作業内容が明確なウェブサイトの SEO 対策 ・ 商品販売のためのウェブサイトに掲載する宣材写真の制作費用 ・ ウェブサイトに掲載する商品・サービスを販売するための画像や動画作成費用	・ ウェブサイトに使用する画像等における被写体や商品(紹介物等を含む)の購入に係る費用
④展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む) 新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費	
○展示会出展の出展料等に加えて、関連する運搬費(レンタカー代、ガソリン代、駐車場代等は除く)・通訳料・翻訳料も補助対象となります。 ○海外展示会等の出展費用の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください。 ○自社で開催するイベントの会場を借りるための費用は、⑦借料に該当します。 ○出展等にあたり必要な機械装置等の購入は、①機械装置等費に該当します。 ○採択結果の公表(P.3)および交付決定は、当初予定より遅延する場合があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余裕を確保したうえで策定してください。 ○下記に該当する展示会等出展費は補助対象外です。 ・ 国(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)により出展料の一部助成を受けるもの ・ 請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となるもの (展示会等の出展について、出展申込みは交付決定前でも構いません。) ・ 販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないもの ・ 補助事業期間外に開催される展示会等に係るもの ・ 選考会、審査会(○○賞)等への参加・申込費用 ・ 実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳料 ・ 文房具等の事務用品等の消耗品代 ・ 飲食費を含んだ商談会参加費等	
⑤旅費 補助事業計画(様式 2)に基づく販路開拓(展示会・商談会等の会場との往復を含む。)等を行うための旅費	
○補助事業計画に基づく販路開拓を行うための出張である旨を記載した出張報告の作成等により、必要性が確認できるものが補助対象となります(補助事業計画に明記されていない出張の場合は、補助対象外経費となります)。通常の営業活動に要する経費とみなされる場合は補助対象外です。 ○補助対象経費は国が定める旅費の支給基準を踏まえた基準により算出することとします。旅費の支給基準は、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。 ○移動に要する経費については、公共交通機関を用いた最も経済的および合理的な経路により算出された実費となります。 ○海外旅費の計上にあたり外国語で記載の証拠書類等を実績報告時に提出する場合には、当該書類の記載内容を日本語で要約・説明する書類もあわせてご提出ください(実績報告の際に提出する証拠書類の翻訳費用は補助対象外です)。 ○必要最低限の人数分のみ補助の対象となります(補助金事務局から必要性や妥当性を確認させていただく場合があります)。	

○採択結果の公表(P.3)および交付決定は、当初予定より遅延する場合があります。補助事業の計画にあたっては、スケジュールに十分な余裕を確保したうえで策定してください。

対象となる経費例	対象とならない経費例
・ 販路開拓のための展示会等への出展に係る宿泊施設への宿泊代 ・ バス運賃・電車賃・新幹線料金(指定席購入 含む)・航空券代(燃油サーチャージ含む。エコノミークラス分の料金までが補助対象)、航空保険料、出入国税	・ 国の支給基準の超過支出分 ・ 日当 ・ ガソリン代・駐車場代・タクシー代・レンタカー代・高速道路通行料・グリーン車・ビジネスクラス等の付加料金分 ・ 朝食付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける朝食料金・入浴料相当分 ・ 視察・セミナー等参加のための旅費 ・ 個社同士の商談や単なる営業活動に係る旅費 ・ パスポート取得料 ・ 国の助成制度を利用して支払われた経費

⑥新商品開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

○購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です(実際に使用したもののみが補助対象です)。

○原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

○テストマーケティングや市場調査を行った結果を踏まえたもの、または、それらを伴うものが補助対象となります。実施したテストマーケティングまたは市場調査の内容及びその結果を、補助事業計画(様式2)に記載してください。なお、申請時点において当該テストマーケティングまたは市場調査が未実施の場合には、実績報告時に提出する実績報告書(様式第8)において、その内容および結果を記載してください。

申請時または実績報告時のいずれにおいても、当該内容および結果の記載が確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。

対象となる経費例	対象とならない経費例
・ 新製品・商品の試作開発用の原材料の購入 ・ 新たな包装パッケージに係るデザイン費用	・ 文房具等 ・ 開発・試作した商品をそのまま販売する場合の開発費用 ・ 試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分 ・ デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入 ・ <u>(包装パッケージの開発が完了し)実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分</u> ・ システム開発・構築(③ウェブサイト関連費にて計上してください)

⑦借料

補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

- 採択発表後交付決定までに、見積書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみ補助対象となります。実績報告の際にも契約書等で契約内容を確認し、契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみ補助対象となります。
- 自主事業など補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外です。
- 事務所等に係る家賃は補助対象となりません。ただし、既存の事務所賃料ではなく、新たな販路開拓の取組の一環として新たに事務所等を賃借する場合は、対象となる場合があります。なお、審査時に床面積の按分資料が必要となります。
- 商品・サービス PR イベントの会場を借りるための費用は、⑦借料に該当します。

⑧委託・外注費

上記①から⑦に該当しない経費であって、補助事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)・外注するために支払われる経費(自ら実行することが困難な業務に限ります。)

- デザイン会社によるデザインの外注など、補助事業者が通常事業として実施している業務については、自ら実行することが困難な業務に含まれません。
- 委託内容、金額等が詳細に明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者が成果物等が帰属する必要があります。
- 例えば市場調査の実施にともなう記念品代、謝礼等は補助対象外となります。
- ウェブサイト、システム開発等に係る委託・外注費については、③ウェブサイト関連費にて計上してください。
- 実績報告の際に成果物が分かる資料の提出が必要になります。特にインボイス制度対応のためのコンサルティングを受けた場合、成果物が分かる資料が不足していることが多々ありますので、コンサルティング内容の実施報告書など実施内容が確認できる資料を提出してください。
- 発注した業務の実務すべてを再委託することを前提とした経費は補助対象外です。
- 住宅宿泊事業者が改装を行う場合、「住宅のうち事業の用に供する部分の面積」により按分した金額が対象となります。
また、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要になります。
詳しくは後日公開する「申請時によくあるご質問」をご参照ください。
- 店舗改装において 50 万円(税抜き)以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されることがあります。
処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず補助金事務局へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。補助金事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令(加算金付き)の対象となります。
- 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用については、補助対象外となります。

対象となる経費例	対象とならない経費例
・ 店舗改装・バリアフリー化工事 ・ 利用客向けトイレの改装工事	・ 補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化に結びつかない工事(単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店

・製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事 ・移動販売等を目的とした車の内装・改造工事 ・(補助事業計画の「Ⅰ. 補助事業の内容」の「3. 業務効率化(生産性向上)の取組内容」に記載した場合に限り)従業員の作業導線改善のための従業員作業スペースの改装工事 ・インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士等)への相談費用	・舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事など) ・「建物の増築・増床」や「小規模な建物(コンテナハウス等)の設置」など「不動産の取得」に係る費用(※) ・顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)におけるスペース等の改装 ・購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営におけるスペース等の改装 ・テレフォンアポイントメント等、営業代行業務の委託に係る費用 ・「諸経費」などの委託・外注に係る内訳が不明な費用
--	--

※「建物の増築・増床」や「小規模な建物(物置等)の設置」の場合、「不動産の取得」に該当する以下の3つの要件すべてを満たすものは、補助対象外となります。(固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用)。

(ア)外気分断性：
屋根および周壁またはこれに類するもの(三方向以上壁で囲われている等)を有し、独立して風雨をしのぐことができること。一方、支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない。

(イ)土地への定着性：
基礎等で物理的に土地に固着していること。一方、コンクリートブロックの上に、市販の簡易物置やコンテナを乗せただけの状態のものは「土地への定着性」は認められないため、「不動産の取得」には該当しない。

(ウ)用途性：
建造物が家屋本来の目的(居住・作業・貯蔵等)を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること。

(4)補助対象外となる経費

上記(3)①から⑧に掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりません。また、計上されている経費の大半が補助対象外である場合、補助事業の円滑な実施が困難であるとして、不採択・採択取消になりますので、ご注意ください。

①国が助成するほかの制度を利用している事業と重複する経費
○就労継続支援A型事業所・B型事業所など障害福祉サービス事業と重複する経費 ○デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス ○保険適用診療にかかる経費(薬局、整骨院や鍼灸院等の保険診療で使用する機械や保険診療の宣伝も兼ねるチラシ等)
②通常の事業活動に係る経費
○販売している商品の仕入

○老朽化した既存機械の取替え費用 ○応接室のソファや従業員が使用する事務機の購入費用
③販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
○塾や教室等で使用する有料教材の制作費用 ○レンタル事業を営む事業者がレンタル機材を購入する費用 ○電子書籍や本の出版に係る費用(電子書籍に係る費用は新商品開発費でも対象外)
④他社のために実施する経費
○他社の販路開拓につながる取組 ○他社の商品を宣伝するための HP 制作費や他社製品を製造するための機械の導入 ○他社への寄付金や協賛金
⑤自動車等車両
○自動車 ○フォークリフト ○キッチンカー ○除雪車 ○キッチントレーラー など
⑥上記のほかに、補助対象経費として認められない経費
○補助事業の目的に合致しないもの ○必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの ○事業実施内容の確認のために必要な証憑(成果物の写真、業務完了報告書、その他補助金事務局が事業実態の確認のために提出を求めるもの)を用意できないもの ○交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したもの ※展示会等への出展の申込みについてのみ、交付決定前の申込みでも補助対象となります(ただし、請求書の発行が交付決定日以後でなければ補助対象外です) ○自社内部やフランチャイズチェーン本部との取引によるもの(フランチャイズチェーン指定の機器等を本部以外から購入する場合等も含みます) ○社内の役員・従業員や代表者・役員の親族(3 親等以内)へ発注しているもの、あるいは代表者・役員の親族(3 親等以内)が代表または役員に就いている事業者へ発注しているもの。財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社へ発注しているもの。 ○新品・中古品問わず、(開業していない)個人からの購入やオークションによる購入(インターネットオークションを含みます) ○駐車場代、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ○電話代、インターネット利用料金等の通信費 ○消耗品(名刺、文房具、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP 袋、CD・DVD、USB メモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材、タオル、シーツ、化粧品等の購入など) ○展示・インテリアを目的とした美術品や骨董品等の購入 ○雑誌購読料、新聞代、団体等の会費 ○茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 ○不動産購入・取得費、修理費、車検費用 ○税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用

- 金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 公租公課(消費税・地方消費税は、(消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者・2 割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の申請者」を除き、)補助対象外とする。ただし、旅費に係る出入国税は補助対象とする。)
- 各種保証・保険料(ただし、旅費に係る航空保険料、展示会等出展で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象とする。)
- 借入金などの支払利息および遅延損害金
- 免許・特許等の取得・登録費
- 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等、図書等の資料購入費
- 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券・地域振興券等を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・相殺による決済・支払い
- 役員報酬、直接人件費
- 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す(ポイント・クーポン等の発行を含む)ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
 ※補助事業者の自己負担額を減額又は無償とするような販売方法(形式・時期の如何を問わず、補助事業者に実質的に還元を行うもの。キャッシュバックを含む)あるいは、一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような行為については、本事業全体を通じて補助金交付の目的に反する行為とみなします。
- クラウドファンディングで発生しうる手数料(返礼品、特典等を含む)
- 1 取引 10 万円(税抜き)を超える現金支払
- 補助事業期間内に支出が完了していないもの(分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要。)
- 売上高や販売数量、契約数等に応じて課金される経費や成功報酬型の費用
- 謝金
- 雑役務費(アルバイト代などの人件費、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等)
- 内訳が不明な経費(諸経費など)
- コンサルティング、アドバイス費用(インボイス制度対応のための専門家への相談費用は除く)
- 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(5)補助対象経費全般にわたる留意事項

経費の支出等について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に、「販路開拓等(業務効率化(生産性向上)を含む)の取組」を実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象外となります。補助事業実施期間中に実際に使用し、補助事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。

例:① 機械装置等を購入したものの、補助事業終了までに当該機械装置等を使用して補助事業計画に記載した販路開拓等の取組を行っていない場合(当該機械装置等を使用して販路開拓等の取組を行った旨の記載が実績報告書にない場合も含みます。以下同様。)には、当該機械装置

等の購入費は補助対象外となります。

例:② 新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業終了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合や、ホームページで受注システムを作成したものの、補助事業終了までにホームページにて公開して販路開拓の取組を行っていない場合も、当該経費は補助対象外となります。

(6)経費の支払方法について

補助事業実施期限までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引(代金引換限定のサービス等)を除き、1取引10万円超(税抜き)の支払は、現金支払いは認められません。

自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形・相殺による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認められません。

また、クレジット払いは申請する事業者の名義であり、補助事業期間内に支出が完了しているもの(分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要になります。)に限りします。

代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行った場合は、「立替払い」として、帳簿等で確認ができない場合には補助対象外となります。

(7)電子商取引について

○インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、上記(2)③のとおり「証拠資料等によって支払い金額が確認できる経費」のみが対象となります。

○取引相手先によく確認し、補助金で求められる、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類(取引画面の写し等)を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。

○実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面が取得できない等の場合には、補助対象外となります。

○いわゆる電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものに限り補助対象となります。

(8)補助事業の区分経理

補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(9)発注先選定の相見積(2者以上からの見積)について

補助事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、発注総額(1件あたり)が50万円超(税込)を要するものについては、2者以上から見積を取り、より安価な発注先(委託先)を選んでください。ただし、発注(委託)する事業内容の性質上、見積を取ることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書を採択発表後交付決定までにご提出ください。なお、中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2者以上からの見積が必須となります。この場合、理由書の提出による随意契約

での購入は、補助対象外となります。

相見積は価格の妥当性を確認するために提出を求めるものです。公的な資金を活用しての事業であることも踏まえ、必ず補助事業者自身が別々の企業から取得するようにしてください。金額が市場価格から著しく乖離しているなど、社会通念上価格が妥当ではないと判断される経費につきましては補助対象外となります。

8. 申請手続

(1) 受付開始及び締切

- 公募要領公開： 2026 年 5 月 27 日(水)
- 申請受付開始： 2026 年 11 月 5 日(木)
- 申請受付締切： 2026 年 12 月 15 日(木)17:00
(事業支援計画書(様式 4)発行の受付締切 2026 年 12 月 4 日(金))
※予定は変更する場合があります。

(2) 申請手続きの基本的な流れ

①「11. 申請に必要な書類」(P.26)および後日公開する申請システム操作手引きを確認の上、申請に必要な書類を用意してください。

②申請をするまでに、電子申請システムへ「経営計画」および「補助事業計画」の入力をして申請内容を印刷し、希望する特例や加点等に関する書類等を添付の上、地域の商工会・商工会議所に「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼を行い、発行を受けてください。「事業支援計画書」(様式 4)の発行を受けるにあたり、申請者に事業計画の内容や提出書類の過不足(特例に申請される場合は、要件を満たしているかも含む)等について確認をさせていただきます。

※開設時間はお近くの商工会・商工会議所にご確認ください。また、訪問時には事前にご連絡をお願いします。

※事業支援計画書(様式 4)について、受付締切以降の発行依頼は、いかなる理由があってもできません。また、補助対象者の要件を満たしていないと判断される場合も発行はできません。

③商工会地区：電子申請システム内にて地域の商工会へ「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼を行い、商工会の窓口へ行って発行を受けてください(発行のために面談を行います)。発行されると電子申請システムに反映されます(発行されるまで申請を完了できません)。

商工会議所地区：地域の商工会議所へ発行依頼を行い、「事業支援計画書」(様式 4)の発行を受けてください。発行を受けた「事業支援計画書」(様式 4)の PDF ファイルを電子申請システムへアップロードしてください(電子申請システムにアップロードするまで申請を完了できません)。

④受付締切までに、必要な提出物(「11. 申請に必要な書類」をよくご確認ください)を全て揃え、申請(受付締切時間は 17:00)してください。

⑤採択後は、計上しているすべての経費について見積書等を提出いただき、補助金事務局での審査を経て交付決定となります。

<申請手続きにおける留意点>

本事業は、小規模事業者自身が、経営計画・補助事業計画等の策定時や採択後の補助事業実施の際に、商工会・商工会議所の支援を直接受けながら取り組む事業です。このため、社外の代理人のみで、地域の商工会・商工会議所へ相談や「事業支援計画書(様式 4)」の発行依頼等を行うことはできません。

(3)申請先及び留意事項

申請先URL
現在調整中

- 本事業の申請に際しては、電子申請システムをご利用ください。電子申請システムを利用するにはGビズIDプライムもしくはGビズIDメンバーのアカウント取得が必要です。アカウントの取得には数週間程度を要しますので、未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、採択後の手続きについてもご利用いただきます。
- 既にGビズIDアカウントを取得しているが登録情報が古い場合、必ず最新の情報に更新してから申請してください。事業者情報を更新せずに申請・採択された場合、G ビズ ID の情報を最新化しなければ補助金の額の確定を受けられません。
- 補助金事務局ホームページに後日公開する「申請システム操作手引き」の指示に従って、入力漏れや誤りがないよう、申請してください。添付書類については、pdf、zip、png、bmp、jpg、jpeg、gif、heic、doc、docx、xls、xlsx で作成してください。「11. 申請に必要な書類」(P.26)を参照し、決められたファイル名をつけ、所定の場所に添付してください。
 - ※ 添付資料が所定の場所に登録されていない場合やファイルの作成方法等の不備またはパスワードの設定等により補助金事務局にて内容の確認ができない場合は、審査ができませんので十分ご注意ください。
- 暫定 G ビズ ID プライムアカウントは使用できません。

<電子申請システムの利用環境>

電子申請システムの動作確認済み環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。下記以外のブラウザ(Internet Explorer 等)は、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

- Windows :Google Chrome, Microsoft Edge
- macOS :Google Chrome, Safari
- iOS :Safari
- Android :Google Chrome

※Microsoft Edge の「Internet Explorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。

(4)提出資料

「11. 申請に必要な書類」(P.26) で定める提出資料を提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却はいたしません。

※マイナンバー(12 桁の個人番号)の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

(5)応募件数

同一事業者からの同一受付締切回への応募は 1 件とします。

- 代表者が同じ複数の法人で同一事業に申請することや、同一の個人が個人事業主として、かつ代表を務める法人等で同一事業に申請することはできません。
- 万が一、複数応募が判明した場合には、すべて不採択となります(採択後に複数応募が判明した場合も、遡って採択を取り消します)。
- 複数の屋号を使用している個人事業主も応募は1件のみです。

9. 補助事業実施期間等

各回で予定する「補助事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

受付締切	補助事業実施期間	補助事業実績報告書提出期限
第17回受付締切分	交付決定日より2026年7月31日(金)まで	2026年8月10日(月)
第18回受付締切分	交付決定日より2027年2月26日(金)まで	2027年3月10日(水)
第19回受付締切分	交付決定日より2027年6月30日(水)まで	2027年7月10日(土)
第20回受付締切分	交付決定日より2028年3月31日(金)まで	2028年4月10日(月)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了(補助対象経費の支払いまで含みます)したときは、その日から起算して30日を経過した日、または上記「補助事業実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

※交付決定には、採択後、詳細な見積書が速やかに提出された場合でも、採択発表から概ね1～2か月かかる場合があります。(あくまで目安であり、状況により変動しますのでご注意ください。)

10. 補助事業者の義務(採択後に遵守すべき事項)

本事業の交付決定を受けようとする者及び交付決定を受けた事業者は、今後掲載予定の「補助事業の手引き」に従って手続きを進めていただくとともに、以下の条件を守らなければなりません。

(1)採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等(相見積含む)の提出が必要です。支出内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。なお、見積書の提出期限は2028年2月29日(火)です。提出期限までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消しとします。

(2)採択となっても、対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、補助金事務局の指示に従って申請書類の訂正・再提出が必要です。

補助対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出しなければなりません。速やかにご対応いただけない場合は、採択されても交付決定できないことがあります。

(3)「補助金交付決定通知書」の受領前は、補助対象となる経費支出等はできません。

補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「補助金交付決定通知書」に記載された交付決定日から可能です。補助金交付決定通知書の前に送付される採択通知書だけでは、補助事業を始めることはできませんのでご注意ください。交付決定日前に行われた発注・契約・支出行為は、補助対象外です。

(4)補助事業の内容等を変更、又は本事業を中止、廃止等する際には事前の承認が必要です。

交付決定後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合、又は補助事業を中止(一時中断)、廃止(実施取りやめ)や他に承継させようとする場合は、事前に補助金事務局の承認を得なければ

ばなりません。原則として補助事業計画に記載のない新しい費目の追加は認められません。補助事業の目的達成のために必要不可欠であると認められる場合に限り、新しい費目の追加と経費の流用に係る変更申請が認められることがあります。

なお、「業務効率化(生産性向上)の取組」による経費支出は、あらかじめ申請時に所定の様式内に内容を記載し、「経費明細表」に計上していることが前提条件となりますので、いずれも、変更承認手続きにより事後に補助対象経費に加えることはできません。

(5)定められた期日までに実績報告書等を提出しなければなりません。

補助事業の終了後、実績報告書(交付規程様式第 8)および支出内容の分かる関係書類等を、定められた期日までに補助金事務局に提出しなければなりません。定められた期日までに実績報告書等の提出が補助金事務局で確認できなかった場合、交付決定を取り消します。

(6)実績報告書等に不備が発見された場合には、補助金事務局の指示に従って実績報告書等を訂正し、速やかに再提出しなければなりません。

(7)実績報告時に要件を満たしていると認められない場合には、「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合(交付決定を取り消す場合も含む)があります。

(8)所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

単価 50 万円(税抜き)以上の機械装置等の購入や、自社ウェブサイトの外注による作成、店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が終了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず補助金事務局へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。補助金事務局は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付規程違反により補助金交付取消・返還命令(加算金付き)の対象となります。

(9)交付申請書の記入にあたっては、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければなりません。

課税事業者の場合、消費税および地方消費税相当額をあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。詳細は後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

(10)補助事業関係書類は事業終了後 5 年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後 5 年間、補助金事務局等や独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)、国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金の交付を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

また、「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成および活用に努めてください。中小企業の会計に関する基本要領等の詳細については、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

(11)補助事業実施後の「事業効果等状況報告」のご提出が必要です。

補助事業者は、補助事業終了から 1 年後の状況について、交付規程第 29 条に定める「事業効果等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局が指定する期限までに必ず行うことが必要です。提出していない事業者、および提出が完了してから 1 年間が経過していない事業者には補助金申請に際し、制限が課されます。詳細は「3. 補助対象外となる事業者」をご確認ください。

また、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施する場合がありますので、その際にはご協力をお願いいたします。ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表する可能性があります。

(12)補助金は経理上、補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

(13)本公募要領や交付規程、ホームページ等の案内に記載のない細部については、補助金事務局からの指示に従うものとします。

(14)補助事業における実施状況の確認や、処分制限財産等の適正な管理、事業実施による効果を確認するため、補助金事務局等及び中小機構が証憑提出を求めたり、電話連絡や訪問を実施したりすることがあります。

(15)補助金事務局等に提出された個人情報、補助金交付元である国および中小機構と共有します。また、以下の目的のために使用します。

- ①補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- ②経営活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査含む)
- ③各種事業に関するお知らせ
- ④国および中小機構による政策立案を目的としたエビデンスとしての活用
- ⑤その他補助金事業の遂行に必要な活動

(16)補助事業により取得した機械装置等は、取得財産等管理台帳を含め、備品台帳等を作って整備してください。また、機械装置等は、納品前(据付前)と納品後(据付後)の写真を撮っておいてください。他の機械装置等に組み込まれる場合は、その状況がわかるように写真を撮っておいてください。

- ①購入物件ごとの納品前後の写真及び送付伝票の写真を撮る
- ②補助対象物件及び付属品に「第 20 回持続化」の表示を行う(シール、マジック等)

11. 申請に必要な書類

1. 申請者が必須の提出書類

	書類名	法人	個人	NPO	種別	※ フ ア イ ル 名 は 次 頁 参
1	次の内容は申請システムに直接入力します(添付の必要はありません) ・持続化補助金事業に係る申請書(様式 1) ・経営計画兼補助事業計画①(様式 2) ・補助事業計画②(様式 3) ・補助金交付申請書(様式 5) ・宣誓・同意書(様式 6)	○	○	○	—	
2	<u>事業支援計画書(様式 4)</u> ○地域の商工会・商工会議所が発行を行います。	○	○	○	—	

	商工会地区：申請システム内にて地域の商工会へ発行依頼を行い、窓口へ行って発行を受けてください（発行のために面談を行います）。発行されると申請システムに反映されます（発行されるまで申請を完了できません）。 商工会議所地区：地域の商工会議所へ発行依頼を行い、発行を受けてください。交付を受けた「事業支援計画書」（様式 4）の PDF ファイルを申請システムへアップロードしてください（申請システムにアップロードするまで申請を完了できません）。 ○発行には時間を要する場合がありますので、十分な余裕をもって、商工会・商工会議所の窓口へご依頼ください。 ○受付締切以降の発行は、いかなる理由があってもできませんので、<u>ご注意ください。また、申請要件を満たしていないと判断される場合も発行はできません。</u>					照
3	貸借対照表および損益計算書（直近 1 期分） ※ ○損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙および別表四（所得の簡易計算））の写しを提出してください。 ○決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任意書式）の写しを提出してください。	○	—	—	写し	
4	直近の確定申告書（【第一表、第二表、および収支内訳書（1・2 面）】もしくは【第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（1～4 面）】） ※ ○決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請段階で開業していることがわかる開業届の写しおよび開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任意様式）の写しを提出してください。なお、開業日が記載されていない開業届は無効となります。 ○開業してから決算期を 1 回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書の写しを提出してください。 ○マイナンバーが提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。	—	○	—	写し	
5	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※ （申請書の提出日から 3 か月以内の日付のもの（原本）） ○法人は、決算期を一度も迎えていない場合のみ、提出。	○	—	○	原本	
6	貸借対照表および活動計算書（直近 1 期分）並びに法人税確定申告書（別表一および別表四（所得の簡易計算））（直近 1 期分） ※ ○決算期を一度も迎えていない場合のみ、本提出資料に代えて、収益事業開始届出書の写しおよび開業以降売上が発生していることを証する売上台帳等（任意書式）の写しを提出してください。 ○収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は申請できません。	—	—	○	写し	

※ 申請書類を添付する際、以下の通りのファイル名としてください。

	添付書類	ファイル名
3	【貸借対照表および損益計算書（直近 1 期分）】 または【売上台帳等（任意書式）】	・貸借対照表（事業者名） ・損益計算書（事業者名） ・売上台帳（事業者名）
4	直近の確定申告書（【第一表、第二表、および収支内訳書（1・2 面）】もしくは【第一表、第二表、および所得税青色申告決算書（1～4 面）】）	・確定申告書第一表（事業者名）

	面)】または【開業届および売上台帳等】	・確定申告書第二表(事業者名) ・収支内訳書(事業者名)、または所得税青色申告決算書(事業者名) ・開業届(事業者名) ・売上台帳(事業者名)
5	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 (申請書の提出日から3か月以内の日付のもの(原本))	・現在事項全部証明書(事業者名) ・履歴事項全部証明書(事業者名)
6	【貸借対照表および活動計算書(直近1期分)並びに法人税確定申告書(別表一および別表四(所得の簡易計算))(直近1期分)】または、【収益事業開始届出書および売上台帳等(任意書式)】	・貸借対照表(事業者名) ・活動計算書(事業者名) ・法人税確定申告書(事業者名) ・収益事業開始届出書(事業者名) ・売上台帳(事業者名)

2. 特例により追加的に必要となる書類一覧

希望する 特例	書類名	法人	個人	NPO	種別	
インボイス 特例	<u>インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書(様式9)</u> ○申請システムの宣誓・同意画面を確認し、該当箇所にチェックをしてください。	○	○	○	—	※ 形 名は 要
	次のいずれかがある場合は、提出が必要 <登録済みの事業者> ・ <u>適格請求書発行事業者の登録通知書</u> ※ <電子申告(e-Tax)で登録申請手続き中の事業者> ・ <u>登録申請データの「受信通知」</u> ※ ○登録申請データの「受信通知」は、下記HPで確認可能ですので、ご参照ください。 国税庁 HP: https://www.e-tax.nta.go.jp/	○	○	○	写し	
賃金引上 げ特例	<u>賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の申請に係る誓約・同意書(様式7)</u> ○申請システムの宣誓・同意画面を確認し、該当箇所にチェックをしてください。	○	○	○	—	
	<赤字事業者(法人)のみ> <u>直近1期に税務署へ提出した、法人税申告書の別表一・別表四</u> ※ ○直近1期に税務署へ提出した法人税申告書の別表1・別表4の写しを提出してください。	○	—	—	写し	

※ 申請書類を添付する際、以下の通りのファイル名としてください。

	添付書類	ファイル名
インボイス 特例	<登録済みの事業者> ・適格請求書発行事業者の登録通知書 <電子申告(e-Tax)で登録申請手続き中の事業者>	・インボイス登録通知書(事業者名) ・インボイス受信通知(事業者名)

	・登録申請データの「受信通知」画面	
賃金引上げ特例	＜赤字事業者(法人)のみ＞ 直近 1 期に税務署へ提出した法人税申告書の別表一・別表四	・赤字_法人税申告書(事業者名)

3. 希望する加点により追加的に必要となる書類一覧

希望する 加点等	書類名	法人	個人	NPO	種別	
賃金引上げ加点	<u>賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の申請に係る誓約・同意書(様式 7)</u> ○申請システムの宣誓・同意画面を確認し、該当箇所にチェックをしてください。	○	○	○	—	
経営力向上計画 加点	<u>「経営力向上計画」の認定書 ※</u> (必ず基準日までに認定を受けていること)	○	○	○	写し	
事業承継 加点	<u>事業承継診断票(様式 10) ※</u> ○地域の商工会・商工会議所が発行します。事業支援計画(様式 4)と同時に発行依頼をしてください。 商工会地区:申請システム内にて地域の商工会へ発行依頼を行い、窓口へ行って発行を受けてください(発行のために面談を行います)。発行されると申請システムに反映されます(発行されるまで申請を完了できません)。 商工会議所地区:地域の商工会議所へ依頼を行い、発行を受けてください。発行を受けた「事業承継診断票」(様式 10)の PDF ファイルを申請システムへアップロードしてください(申請システムにアップロードするまで申請を完了できません)。締切までに十分な余裕をもって、商工会議所の窓口へご依頼ください。 ○事業承継の事実確認を行います。確認ができない場合は発行できないため、締切までに十分な余裕をもってご依頼ください。	○	○	○	—	※ 名は要
	<u>代表者の生年月日が確認できる公的書類 ※</u> ○「代表者の年齢が満 60 歳以上」であるか否かを確認するものです。 ○該当する公的書類の例(生年月日が記載され、満年齢が確認できるもの): ・運転免許証(写し) ・健康保険証(写し) ・住民票(原本) ※マイナンバー(12 桁の個人番号)の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。	○	○	○	左記に 指定の 通り	

	<u>「後継者候補」の实在確認書類 ※</u> ○代表者と後継者候補との関係により、必要書類が異なります。 (i)会社で「他の役員(親族含む)」の場合: ⇒「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」(申請書の提出日から 3 か月以内の日付のもの・原本)(または、役員に就任していることが分かる書類の写し) (ii)会社または個人事業主で「従業員(親族含む)」の場合: ⇒当該従業員にかかる「雇用契約書」の写し(または、当該従業員を雇用していることが分かる書類の写し) (iii)個人事業主で「家族専従者」の場合: ⇒必須の提出書類である「確定申告書または青色申告決算書」において専従者であることが確認可能なら、追加資料は不要 (iv)上記の(i)～(iii)以外の場合: ⇒实在確認用の公的書類(本人の運転免許証の写しや住民票等)	○	○	○	左記に指定の通り
東日本大震災加算点	<u>食品衛生法に基づく営業許可証もしくは届出書(受領印押印済み) ※</u> ○食品衛生法に基づく営業許可証もしくは同法に基づく保健所の受付印のある届出書の写しを提出。 ○原則、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、水産製品製造業、複合型冷凍製品製造業の許可を得た事業者のみが対象です。 ○ただし、食品衛生法の改正前における魚介類販売業、魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業について許可を受けた事業者で、現法においても有効な許可を得ている事業者についても対象となります。	○	○	○	写し
くるみん・えるぼし加算点	<u>基準適合一般事業主認定通知書 ※</u>	○	○	○	写し
小規模事業者卒業加算点	<u>小規模事業者卒業加算の申請に係る誓約・同意書(様式 8)</u> ○申請システムの宣誓・同意画面を確認し、該当箇所にチェックをしてください。	○	○	○	—
	<u>労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ) ※</u>	○	○	○	写し
令和 6 年能登半島地震等に伴う加算点	<u>被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料</u> ○直接被害と間接被害により提出書類が異なります。 詳細はP. 39を参照。 ○被害の証明書(直接被害) ※ <u>公的書類(令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類)</u> ○売上減少の証明書(間接被害) ※ <u>地震被害の場合は令和 6 年 1 月から令和 8 年 3 月までの任意の 1 か月間の売上、または豪雨被害のみの場合は令和 6 年 9 月から令和 8 年 3 月までの任意の 1 か月間の売上が前年同期または令和 2 年 1 月 28 日以前の同期と比較して 20%以上減少したことを行政機関が証した書面 ※</u> (例:セーフティネット保証 4 号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等) ○原則、証明書の名義は事業者名であること。	○	○	○	写し

地域別最低賃金引上げ加点	該当する従業員の労働基準法に基づく連続した 3 か月分の賃金台帳※	○	○	○	写し	
	該当する従業員の雇用条件(1 日の所定労働 時間、年間休日)が記載された書類※ 例)雇用契約書、労働条件通知書等	○	○	○	写し	

※ 申請書類を添付する際、以下の通りのファイル名としてください。

	添付書類	ファイル名
経営力向上計画 加点	「経営力向上計画」の認定書	・経営力向上計画認定書(事業者名)
事業承継 加点	事業承継診断票(様式 10)	・事業承継診断票(事業者名)
	代表者の生年月日が確認できる公的書類	・公的書類名(事業者名)
	「後継者候補」の实在確認書類	・書類名(事業者名)
東日本大震災 加点	食品衛生法に基づく営業許可証もしくは届出書 (受領印押印済み)	・食品衛生法証書(事業者名)
くるみん・ えるぼし 加点	基準適合一般事業主認定通知書	・基準適合一般事業主認定通知書(事業者名)
小規模 事業者 卒業 加点	労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)	・労働者名簿(事業者名)
令和 6 年 能登半島 地震等に 伴う 加点	被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料 ※どちらの資料をご提出いただくかによりファイル名称が異なります。詳細はP. 39を参照。	・被害の証明書(事業者名) または ・売上減少の証明書(事業者名)
地域別最低賃金引上げ 加点	該当する従業員の労働基準法に基づく連続した 3 か月分の賃金台帳	・賃金台帳(事業者名)
	該当する従業員の雇用条件(1 日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類	・雇用条件(事業者名)

4. 住宅宿泊事業者が宿泊施設に機械装置等を導入する場合、または改装する場合の追加提出物

	書類名	法人	個人	NPO	種別	※ ファイル名は下表参照
1	<u>住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書</u> ※ ○書面で届出をした方は、「住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書」を提出してください。 ○電子で届出をした方は、民泊制度運営システムの「事業者届出情報」を印刷したものを提出してください。	○	○	○	写し	

※ 申請書類を添付する際、以下の通りのファイル名としてください。

	添付書類	ファイル名
1	<u>住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書</u>	・ <u>住宅宿泊事業法第3条第1項の届出書</u> (事業者名)

12. 採択審査

(1) 採択審査方法

補助金の採択審査は、提出資料について、下記「審査の観点」に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。採択審査は非公開で提出資料により行います。提案内容に関するヒアリングは実施しませんので、不備のないよう十分ご注意ください。

(2) 結果の通知

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種、法人番号(法人の場合)および補助金交付申請額を公表することがあります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(3) その他留意事項

- 同一事業者が同一内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複および過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご注意ください。
- 過去、中小企業生産性革命推進事業にて実施した「小規模事業者持続化補助金」の公募で採択を受け、補助事業を実施した事業者は、これまでに実施した補助事業と異なる事業であることを、電子申請システムの確認事項入力(様式2)画面の所定の欄に記載してください。
 ※過去に実施した補助事業と同じ事業であると見受けられる場合には、不採択となります(採択後に判明した場合も、遡って採択を取り消します)。
- 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。

審査の観点

I. 基礎審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とします。

- ①必要な提出資料がすべて提出されていること
- ②「2. 補助対象者」(P.4)・「4. 補助対象事業」(P.6)・「6. 補助率、補助上限額等」(P.7)・「7. 補助対象経費」(P.11)の要件及び記載内容に合致すること
- ③補助事業を遂行するために必要な能力を有すること
- ④小規模事業者が主体的に活動し、その技術やノウハウ等を基にした取組であること

Ⅱ.計画審査

経営計画・補助事業計画について、以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

①自社の経営状況分析の妥当性

- 自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みや弱みも適切に把握しているか。

②経営方針・目標と今後のプランの適切性

- 経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みや弱みを踏まえており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。
- 経営方針・目標と今後のプランは、対象とする市場(商圈)や顧客のニーズを捉えたものとなっており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。

③補助事業計画の有効性

- 補助事業計画の効果は客観的事実に基づいて目標の設定がされており、売上高・売上総利益の増加を目指すものとなっているか。
- 補助事業計画は具体的かつ客観的事実に基づいており、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。また、販路開拓を通じて売上高・売上総利益の増加を目指すものとして、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
- 補助事業計画には、技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって、新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有しており、客観的事実に基づいた売上高・売上総利益の増加を見込める取組となっているか。
- 補助事業計画には、デジタル技術を有効的に活用する取組が見られるか。
- 補助事業により取得した資産について、補助事業終了後も継続して使用し事業展開に役立てることが明確になっているか。

④積算の透明・適切性

- 補助事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。
- 事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

※過去、中小企業生産性革命推進事業にて実施した「小規模事業者持続化補助金」で採択を受けて補助事業を実施した事業者については、全体を通して、それぞれ実施回の事業実施結果を踏まえた補助事業計画を作成できているか、過去の補助事業と比較し、明確に異なる新たな事業であるか、といった観点からも審査を行います。

※より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業(全国対象)の実施回数等に応じて段階的に減点調整を行います。

Ⅲ.加点審査

政策的観点から加点審査を行います。加点は、【重点政策加点】、【政策加点】からそれぞれ1種類、合計2種類まで選択することができます。

※【重点政策加点】、【政策加点】から2種類以上を選択された場合には、加点審査の対象となりませ

るので、お間違えのないようご注意ください。

【重点政策加点】

① 赤字賃上げ加点

賃金引上げ特例に申請する事業者のうち、赤字である事業者(P.11の「業績が赤字の事業者に対する追加要件」をご確認ください)に対して、採択審査時に政策的観点から加点(＝赤字賃上げ加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 賃金引上げ特例(赤字事業者)を希望した場合に、自動的に適用されます。
※政策加点の賃金引上げ加点も自動的に適用されます。

② 事業環境変化加点

ウクライナ情勢や原油価格、LP ガス価格等の高騰、米国による相互関税の影響を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(＝事業環境変化加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「2. 事業環境変化加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)に物価高騰等の影響を受けている内容を入力。

③ 東日本大震災加点

東京電力福島第一原子力発電所の影響を受け、引き続き厳しい事業環境下にある事業者に対して、政策的観点から加点(＝東日本大震災加点)を行います。

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった福島県12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)に補助事業実施場所が所在する事業者に対して採択審査時に政策的観点から加点(＝東日本大震災加点)を行います。
- 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う風評影響を克服するため、新たな販路開拓等に取り組む太平洋沿岸部(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県)に所在する水産仲買業者及び水産加工業者

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「3-1. 東日本大震災加点(福島県12市町村)」もしくは「3-2. (太平洋沿岸部に所在する水産仲買業者及び水産加工業者)」を選択。
- ✓ 食品衛生法に基づく営業許可証もしくは届出書(受領印押印済み)の写しを提出。
※原則、魚介類販売業、魚介類競り売り営業、水産製品製造業、複合型冷凍製品製造業の許可を得た事業者のみが対象です。ただし、食品衛生法の改正前における魚介類販売業、魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業について許可を受けた事業者で、現法においても有効な許可を得ている事業者についても対象とします。

④ くるみん・えるぼし加点

次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(＝くるみん・えるぼし加点)を行います。

政策加点の⑥一般事業主行動計画策定加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されますのでご注意ください。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「4. くるみん・えるぼし加点」を選択。
- ✓ 基準適合一般事業主認定通知書の写しを提出。

⑤ 健康経営優良法人加点

健康経営に関し、特に優良な取組を実践しているとして「健康経営優良法人」の認定を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=健康経営優良法人加点)※を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「5. 健康経営優良法人加点」を選択。

※本加点は、G ビズ ID に登録された情報と「健康経営優良法人」の認定情報を基に自動判定します。G ビズ ID の登録情報に不備や未連携がある場合でも、個別対応は行いませんので、申請前に登録内容をご確認ください。

【政策加点】

① 賃金引上げ加点

最低賃金の引上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、2027 年 4 月 1 日から補助事業実施期限日(2028 年 3 月 31 日(金))までの期間と前年同月の 12 ヶ月を比べ、従業員(非常勤を含む。代表者、役員及び専従者は含めない。以下同じ。)1 人あたり給与支給総額が年平均 2.0%以上増加した事業者に対し、採択審査時に政策的観点から加点(=賃金引上げ加点)を行います。

補助事業終了予定日は補助事業実施期限日(2028 年 3 月 31 日(金))に設定してください。

具体的には、申請者自身で 1 人あたり給与支給総額を年平均 2.0%以上引き上げる目標値(以下「1 人あたり給与支給総額目標値」という。)を設定し(※1)、交付申請時までに全ての従業員又は従業員代表者、役員に対して表明のうえ、実績報告時点において 1 人あたり給与支給総額目標値を達成することが必要です。

本要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金は交付されません。

※1:1 人あたり給与支給総額の算出に含める従業員は、賃金引上げの比較対象期間である「補助事業実施期限日を終点とした連続する 12 か月」および「その前年同月の12か月」の各期間にて、全月分の給与等の支給を受けた従業員とします。いずれかの期間において全月分の給与等の支給を受けていない従業員は、当該期間の算出対象から除外します。中途採用や退職等で全月分の給与等の支給を受けていない従業員については、算出の対象から除く必要があります。各時点において、産前・産後休業、育児休業、介護休業など事業者の福利厚生等により時短勤務を行っている従業員は算出対象から除くことができます。なお、パートタイム従業員については、正社員の就業時間に換算して人数を算出してください。昇給や減給、残業時間等の増減等により給与変動がある従業員も 1 人あたり給与支給総額の年平均上昇率の算出対象となります。あらかじめこれらの要因も考慮したうえで算出してください。

(注)年平均とは連続する12か月の平均のことを指します。

(注)パートタイム従業員は正社員の就業時間に換算した人数となりますので、例えば、正社員の就業

時間が1日7時間・週35時間の事業者において1日3時間・週15時間勤務のパートタイム従業員は、0.42人(3÷7の小数点以下第3位を切捨て)として計算します。

(注)給与支給総額とは、従業員に支払った給与等(給料、賃金、残業代、賞与等は含み、福利厚生費や法定福利費、退職金は除く)をいいます。また、1人あたり給与支給総額とは、給与支給総額を従業員数で除したものをいいます。詳しくは、後日公開する別紙「参考資料」を参照してください。

(注)本加点における「従業員」は、申請要件である「常時使用する従業員」とは異なります。

(注)賃金引上げの比較対象期間(補助事業実施期限日を終点とする12か月およびその前年同月の12か月)の各期間にて、いずれかの月で算定対象となる従業員が存在しない場合は、1人あたり給与支給総額を算出できないため、本特例の対象外となります。

(注)申請時点では要件を満たしている場合であっても、実績報告時までに従業員がいなくなる等により、1人あたり給与支給総額の年平均上昇率を算出できなくなった場合は、補助金は交付されません。

<申請時の必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「1. 賃金引上げ加点」を選択。
- ✓ 宣誓・同意画面に表示される「賃金引上げ特例・賃金引上げ加点の申請に係る誓約・同意書」(様式7)を確認し、該当箇所にチェック。

<採択後交付決定までに必要な手続>

- ✓ 「給与支給総額基準値算出表」画面にて、1人あたり給与支給総額基準値の算定に必要な情報(給与支給総額、従業員数等)を入力し、1人あたり給与支給総額目標値を設定してください。
- ✓ 労働基準法に基づく、採択発表日の属する月を終点とした連続する12か月分の賃金台帳(※1)の写し(※2)
- ✓ 雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書等

<実績報告時の必要な手続>

- ✓ 補助事業実施期限日を終点とした連続する12月か分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写し(※2)。
- ✓ 賃金引上げ後の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書等

※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

※2:役員、専従者従業員を除く全従業員分の提出が必要です。

②地方創生型加点

以下の類型に即した事業計画を策定している事業者に対して、政策的観点から加点を行います。

○地域資源型

地域資源等を活用し、良いモノ・サービスを高く提供し、付加価値向上を図るため、地域外への販売や新規事業の立ち上げを行う計画

○地域コミュニティ型

地域の課題解決や暮らしの実需に応えるサービスを提供する小規模事業者による、地域内の需要喚起を目的とした取組等を行う計画

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「2-①. 地方創生型加点(地域資源型)」もしくは「2-②.

地方創生型加点(地域コミュニティ型)」を選択。

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)に上記の取組を行う計画を入力。

③経営力向上計画加点

各受付締切回の基準日(詳細は後日公開する別紙「参考資料」を参照)までに、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=経営力向上計画加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の「3. 経営力向上計画加点」を選択。
- ✓ 「認定書」の写しを提出(「認定書」の写しの提出がない場合は、加点対象になりません)。基準日までに認定を受けていることが必要です。基準日より後に認定を受けた事業者や、認定申請中の事業者は対象となりません。

④事業承継加点

各受付締切回の基準日(詳細は後日公開する別紙「参考資料」を参照)時点の代表者の年齢が満 60 歳以上の事業者で、かつ、後継者候補が補助事業を中心になって行う場合、採択審査時に政策的観点から加点(=事業承継加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の「4. 事業承継加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の事業承継の計画について入力および選択。
- ✓ 代表者の生年月日が確認できる公的書類(自動車運転免許証等)の写しを提出。
- ✓ 後継者候補の实在確認書類を提出。
- (ア)会社で「他の役員(親族含む)」の場合、「現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」(申請書の提出日から 3 か月以内の日付のもの・原本)又は、役員に就任していることが分かる書類の写し。
- (イ)会社または個人事業主で「従業員(親族含む)」の場合、当該従業員にかかる「雇用契約書」の写し、又は、当該従業員を雇用していることが分かる書類の写し。
- (ウ)個人事業主で「家族専従者」の場合、必須の提出書類である「確定申告書または青色申告決算書」において専従者であることが確認可能なら、追加資料は不要。
- (エ)上記の(ア)～(ウ)以外の場合、实在確認用の公的書類(本人の運転免許証の写しや住民票等)。
- ✓ 代表者が地域の商工会・商工会議所とご相談の上で商工会・商工会議所が作成・交付する「事業承継診断票」(様式 10)を提出。

※地域の商工会・商工会議所への「様式 10」発行依頼は、「事業支援計画書」(様式 4)発行依頼と同時に行ってください。

※前回までの申請の際に「事業承継診断票」(様式 10)の作成・交付を受けた場合でも、今回、改めて「様式 10」の作成・交付が必要です(前回分の再利用は不可)。

⑤過疎地域加点

過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の持続的発展につながる取組を行う事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=過疎地域加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の「5. 過疎地域加点」を選択。

⑥一般事業主行動計画策定加点

従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者、もしくは従業員 100 人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(＝一般事業主行動計画策定加点)を行います。

計画期間に「公募締切日」及び「事業者が設定した補助事業終了予定日」がいずれも含まれている場合に加点の対象となります。

重点政策加点の④くるみん・えるぼし加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されますのでご注意ください。

※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」

(https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/search_int)

※厚生労働省「両立支援のひろば」

(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php)

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の「6. 一般事業主行動計画策定加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)に、自社で策定した一般事業主行動計画が掲載されている、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」または「両立支援のひろば」の URL を入力。

⑦後継者支援加点

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アトツギ甲子園」のファイナリスト等になった事業者を対象に政策支援をするため、以下の要件を満たす事業者に対して加点を行います。

申請時において、「アトツギ甲子園(※1)」のファイナリスト又は準ファイナリスト(※2)になった事業者であること。

※1:詳細は後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

※2:準ファイナリストとは、地方予選大会出場者のうち、ファイナリスト以外であって、特に優秀と認められ、経済産業省HPで公表された者。

(注)過去の持続化補助金の「後継者支援枠」で採択され事業を実施した事業者は、対象外です。ただし異なる年度において、上記要件を満たす場合は、補助対象となり得ます。

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)の「7. 後継者支援加点」を選択。
- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式 2)に選出された年度を入力。

⑧小規模事業者卒業加点

事業規模拡大に意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者に対して加点を行います。

補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数(※1)が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること(※2)。ただし、この要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。

※1:常時使用する従業員の考え方は、「2.補助対象者」(P.4)をご参照ください。

※2:小規模事業者として定義する従業員を超えた数

(注)過去の持続化補助金の「卒業枠」及び「卒業加点」で採択され事業を実施した事業者は、今後、本補助金の対象となりません。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	6人以上
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	21人以上
製造業その他	21人以上

＜申請時に必要な手続＞

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「8.小規模事業者卒業加点」を選択。
- ✓ 宣誓・同意画面に表示される「小規模事業者卒業加点の申請に係る誓約・同意書(様式8)」を確認し、該当箇所にチェック。
- ✓ 労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。

＜実績時に必要な手続＞

- ✓ 補助事業終了時点における、労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。

※1:労働基準法に基づく労働者名簿の記載事項は、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

⑨事業継続力強化計画策定加点

申請受付締切日までに、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けており、実施期間が終了していない認定事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(＝事業継続力強化計画策定加点)を行います。

＜必要な手続＞

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「9.事業継続力強化計画策定加点」を選択。
- ✓ 受付番号(※1)、実施期間開始期及び終期を入力。申請受付締切日までに認定を受けており実施期間が終了していないことが必要です。締切日より後に認定を受けた事業者や、認定申請中の事業者、実施期間が終了している事業者は対象となりません。

※1:事業継続力強化計画電子申請システムの受付番号の確認方法は以下でご確認ください。半角数字10桁の番号(000・・・)が受付番号ですので、お間違いないようご注意ください。

※事業継続力強化計画(電子申請)における「受付番号」の確認方法

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/shinsei_bangou.pdf

⑩令和6年能登半島地震等に伴う加点

令和6年能登半島地震等に起因して、自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害(直接被害)や売上減少の間接的な被害(間接被害)を受けた事業者に対し、政策的観点から加点を行います。

※「小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)＞(＜災害支援枠(令和6年能登半島地震)＞含む。)」において、既に採択を受けて補助事業を実施している場合、本加点の対象外です。ただし、地震により被害を受けた小規模事業者等が採択を受けて補助事業を実施した場合には、豪雨被害での令和6年能登半島地震等に伴う加点の選択は可能です。

※「小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)＞」に申請中の場合は令和6年能登半島地震等に伴う加点の選択はできません。

【直接被害の場合】

○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害または豪雨被害に伴う自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けたことが地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点(令和6年能登半島地震等に伴う加点)を行います。

【間接被害の場合】

○石川県、富山県、新潟県、福井県内に補助事業の実施場所が所在し、かつ、地震被害の場合、令和6年1月から令和8年11月までの任意の1か月間の売上、または、豪雨被害のみの場合、令和6年9月から令和8年11月までの任意の1か月間の売上が前年同期または令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したことが、地方自治体により発行された証明書等により確認できる事業者については、政策的観点から加点(=令和6年能登半島地震等に伴う加点)を行います。

<必要な手続>

- ✓ 希望する加点項目(様式2)の「10. 令和6年能登半島地震等に伴う加点」を選択。
- ✓ 【直接被害の場合】
市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類(令和6年能登半島地震等による罹災(被災)証明書等)の写しを提出。
※ファイル名を「被害の証明書(事業者名)」にしてご提出ください。
※原則、証明書の名義は事業者名であること
- ✓ 【間接被害の場合】
地震被害の場合は令和6年1月から令和8年11月までの任意の1か月間の売上、または豪雨被害のみの場合は令和6年9月から令和8年11月までの任意の1か月間の売上が前年同期または令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少を行政機関が証した書面(例:セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等)の写しを提出。
※ファイル名を「売上減少の証明書(事業者名)」にしてご提出ください。
※原則、証明書の名義は事業者名であること

⑪地域別最低賃金引上げ加点

すでに実施された地域別最低賃金の改定において、直近からひとつ前の改定以降直近の改定までの期間で、直近の改定での地域別最低賃金額未満で雇用していた従業員(連続した3か月以上)がいる事業者に対して、政策的観点から加点(地域別最低賃金引上げ加点)を行います。
※直近の改定の際、改定前から事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金以上となっていた場合は、本加点の対象外です。

【対象期間(連続した3か月)の考え方 例】

- 所在する地域が申請受付開始日時点で当年の最低賃金改定済の場合
前年の最低賃金改定後から当年の改定前までの期間のうち、連続する3か月
- 所在する地域が申請受付開始日時点で当年の最低賃金未改定の場合
前々年の最低賃金改定後から前年の改定前までの期間のうち、連続する3か月

<必要な手続>

- ✓ 希望する特例及び加点項目(様式2)の「11. 地域別最低賃金引上げ加点」を選択。

- ✓ 「地域別及び事業場内最低賃金情報入力画面」にて、「事業場内最低賃金算出表」を入力してください。
 - ✓ 該当する従業員の労働基準法に基づく連続した 3 か月分の賃金台帳(※1)の写しを提出。
 - ✓ 該当する従業員の雇用条件(1 日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出。
例)雇用契約書、労働条件通知書等
- ※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、後日公開する別紙「参考資料」をご参照ください。

13. その他

- (1)補助事業を実施することにより産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。
※本補助金の申請にあたっては、申請内容に含まれる自社の開発技術、製品、サービス又はブランド等が、第三者の産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)に抵触しないよう十分留意すること。
- (2)補助事業の進捗状況確認のため、補助金事務局等が実地検査に入ることがあります。実地検査にご協力いただけない場合には、交付決定取消しとなる場合があります。また、補助事業終了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- (3)原則として、補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (4)本制度は補助事業であり、収益納付による補助金の減額交付や補助事業終了後の処分制限財産の処分による補助金の全部または一部相当額の納付等が必要となる場合がある他、本事業実施中及び本事業終了後、会計検査院や補助金事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- (5)補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則の他、採択取消、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。
- (6)本補助金は、所得税法第 42 条(国庫補助金等の総収入金額不算入)または法人税法第 42 条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、所得税法第 42 条または法人税法第 42 条の規定を適用することができます。
- (7)「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業(補助金の交付を受けて行う事業)によって取得した財産には、処分制限が課されます。やむを得ず売却や譲渡(無償譲渡も含まれます)等に至る場合にも事前に承認手続が必要となります。
- (8)本補助金の採択事業者等に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります(補助事業終了後のフォローアップ調査含む)ので、その際に協力を

していただく必要があります。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

(9) 自社内での取引は補助対象外となります。

(10) 採択発表後、補助事業実施に係る注意点等を記載した「補助事業の手引き」を補助金事務局から公開いたします。補助事業実施前に「補助事業の手引き」を必ず確認の上、不明点は補助金事務局にお問合せください。

(11) 補助金事務局が要件確認等のために、追加で書類の提出を求めることがあります。その結果、申請要件等を満たしていないことが判明した場合には、採択・交付決定の取消し等を行うことがあります。

(12) 申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。

(13) 本補助金の審査にあたっては、中小企業庁所管の他補助金事務局が保有する、申請者に係る他補助金の申請・交付等に関する情報を利用させていただきます。また、効率的な補助金執行のため、本補助金の申請・交付等に関する情報についても、中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有いたします。

(14) 本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。ただし、収益納付や処分制限財産の処分により補助金の減額等がなされる場合があります。

(15) 補助事業者は、補助事業終了から 1 年後の状況について、交付規程第 29 条に定める「事業効果および賃金引上げ等状況報告」を、補助事業実施後、補助金事務局が指定する期限までに行う必要があります。また、この他、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際に協力をしていただく必要があります。なお、アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

(16) 賃金引上げに係る申請内容未達時の対応

賃金引上げ特例での申請もしくは賃金引上げ加点を受けたうえで、本補助金で採択されたにも関わらず、申請した賃上げ要件を達成できなかった場合は、交付規程の様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」において未達が報告されてから 18 ヶ月の間、中小企業庁が所管する補助金※1 への申請にあたっては、正当な理由が認められない限り大幅に減点します。

※1 2025 年 4 月時点では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A 補助金(事業承継・引継ぎ補助金)、成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech 事業)、事業再構築補助金(中小企業省力化投資補助事業を含む)、成長加速化補助金、新事業進出補助金

なお、災害を受け、事業において著しい損失を受けたと認められる場合等※2 により、やむを得ず賃金引上げ要件を達成できなかった場合には、その限りではありません。その場合には、交付規程の様式第 14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出時に

その理由を説明してください。やむを得ない理由と認められた場合に限り、減点を免除いたします。

※2 震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと等により、事業において著しい損失を受けたと認められる場合(国税通則法第 46 条)その他これに準ずるものとして中小企業庁が認めた場合